

平成22年度

福島県環境審議会第1部会議事録

(平成23年2月7日)

1 日 時

平成23年2月7日(月)
午後 1時30分 開会
午後 2時43分 閉会

2 場 所

自治会館3階303会議室

3 議 事

- (1) 循環型社会形成推進計画の改定について
- (2) その他

4 出席委員

稲森悠平 大越則恵 加藤卓哉 瀧本チイ 長澤利枝 橋口直幸 福島哲仁 和合アヤ子
(以上8名)

5 欠席委員

後藤忍 高荒智子 中井勝己 長林久夫 山口信也 (以上5名)

6 事務局出席職員

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長
山田 生活環境部企画主幹
渡辺 生活環境総務課主幹 他

(環境共生総室)

牧野 生活環境部次長(環境共生担当)
宍戸 環境共生課長 他

(環境保全総室)

上野 一般廃棄物課長
齋藤 産業廃棄物課長 他

7 議事内容

- (1) 開会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査
- (2) 稲森議長(部会長)から、議事録署名人を長澤委員と橋口委員にすることとされた。
- (3) 議事(1) 循環型社会形成推進計画の改定について
◆資料1～3について事務局(宍戸環境共生課長)より説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(稲森部会長)

ただ今の説明で、パブリックコメントや委員の意見は、ほぼ完全に反映させていただいたということです。

区切っていくと時間が長くなるので、全体で結構ですので、意見等があればよろしく願います。

(長澤委員)

文章の訂正などを含めて5点ぐらいお聞きします。

まずは8ページの具体的な施策の1です。ここをお聞きしたいのですが、「間伐等による保育や針広混合林等への誘導」、この言葉遣いがよくわかりませんので、これはどういうことかお聞きします。それが1点です。

続きまして12ページ、イの施策の方向性の17行から22行までの文章構成ですが、最初に「うつくしま『水との共生』プラン」、これは平成18年7月策定、その後に「うつくしま水プラン」を平成13年3月に策定しています。この策定の時間的経過を考えますと、これは前後するのではないかと思います。初めに理念が書かれていますが、この理念を温存して、その後ろを変わることができるのかどうかお聞きします。それが2点です。

それから、14ページのイの施策の方向性の18行です。「県内外から訪れる人々に潤いとやすらぎを与えてくれるなど、その恩恵が計りしれないことから」云々となっておりますが、ここは文章構成がちょっとおかしいのではないかと思います。「その恩恵は計りしれません。このかけがいのない～」という文にしたほうがわかりやすいと思いますので提案します。

次、15ページです。⑥野生動植物の保護の、アの現状と課題の22行です。「生育環境が脅かされるおそれがあります」となっていますが、既にもう脅かされていますので、「生育環境が既に脅かされています」となるべきではないかと思います。

続いて、その下の26行です。傍線の中で、これは文字が抜けたのではないかと思います。「人間とのあつれき生じている」はおかしいと思いますので、「が」が入るべきではないですか。「人間とのあつれきが」と、これは入れればよいということです。

次、16ページです。具体的な施策の中です。十分にこれで入っているとは思いますが、野性鳥獣類のもたらす鳥インフルエンザ等、そういった喫緊を要する対策の万全態勢、そういったものをここにやはり項目として入れるべきではないかと思います。去年から今年にかけて全国的に起こっていることであり、この福島でも残念ながら鳥インフルエンザが出たということで、この文章をどう入れるかを考えていただきたい。「野性鳥獣がもたらす喫緊を要する鳥インフルエンザ等の対策を万全にする」とか、そういったようなところが必要ではないかと思います。

25ページの26行の具体的な施策です。これは、廃棄物からリサイクル、つまり3Rの件がずっと並んでおります。3Rの中の文章の並べ方なのですけれども、初めにリデュース、次にリユース、3番目にリサイクルという並べ方、つまりは、リデュース、発生抑制が第一番目ですという認識のもとに具体的な施策を並べたほうがいいと思います。その辺はいかがか、お願いします。

以上です。

(稲森部会長)

わかりました。

それでは、ただいまの意見に対して、事務局から回答をお願いします。

(宍戸環境共生課長)

8ページですが、具体的な施策の20行目です。「間伐等による保育」で切れまして、その次は「針広混合林等への誘導」ということですが、この言葉はもともと入っていなかったのですが、猪苗代町のほうから、森林の保全・森林吸収源をやっていくにあたっては、針葉樹よりも広葉樹への樹種の転換が効果的ではないかという指摘があり、こういう言葉に直しています。

(稲森部会長)

言っていることはわかるが、間伐等に「保育」と言うのですか。「間伐等による保全・再生」という意味だと思います。

それと、針広混合林というものは、針葉樹と広葉樹から成る混合林だと思います。これだけ見たら多分普通の人にはわからないと思います。今、人工林を自然林に戻しましょうと、いろいろなところでやっています。人工林というのは針葉樹だけで、葉っぱがずっと緑で、虫も寄りつかないけれども、広葉樹だったら葉っぱが落ちて、そのために水の涵養とか浄化、動物たちがすみ着くような形になっているわけです。これは単純に漢字だけ並べているから意味がわかりづらいですということです。

(宍戸環境共生課長)

わかりました。まさにそのとおりです。趣旨については先ほど説明したとおりです。確かに漢字を並べるとわかりづらいので、これについては下に注釈なりでこれを説明するなどの対応をとります。

続きまして12ページ目です。イの施策の方向性で、確かに「うつくしま『水との共生』プラン」というものは18年7月で、その前に策定されております「うつくしま水プラン」が記述されております。その時間の整合性はどうかということです。先ほども意見がありましたが、施策の方向性は、哲学といいますか理念を書いているのが「うつくしま『水との共生』プラン」であり、そこをメインに記述して、併せて「うつくしま水プラン」もありますという表現にし、このような順番にしています。この理念を全面的に出したいと考えているので、期間的な順番としておかしいという指摘がありますが、このままとします。

(長澤委員)

このままの理念で出していきたいというお考えでしたら、一つ提案します。19から20行の「うつくしま『水との共生』プラン」(平成18年7月)を策定しましたとして、「また」と入れれば続くのではないかと思います。つまり、ここはずっと点なしで来ているのです。したがって、そこで切って、「また」ということで、これもありますということにす

れば整理がつくと思います。

(宍戸環境共生課長)

わかりました。それでは、そのように訂正します。

続きまして14ページ目です。施策の方向性ですが、先ほど指摘がありましたが、「県内外から訪れる人々に潤いとやすらぎを与えてくれるなど、その恩恵が計りしれないことから」という表現は、「その恩恵は計りしれません」で一度切るということです。これにつきましては、その後の行の結びつきの部分もありますので、委員の意見を尊重しながら修正します。

そして、15ページの22行ですが、「野生動植物の生育環境が脅かされるおそれがあります」は、委員からは既にいろいろ害が生じていておそれがあるのではなく脅かされているのではないかということです。

(佐藤自然保護課長)

生物多様性年でいろいろな報道の中でも、野生動植物を取り巻く環境について、3つの危機という言葉でよく言われています。第1の危機が開発や盗掘など、第2の危機はその逆で人の手が加わらないこと、3つは外来生物あるいは化学物質というような、この3つの危機の影響が既に出ているということで、それに対する対応が求められているということです。おそれがあるというのは確かに多少なりとも甘い解釈かなと思います。既にそういう影響が出ているという雰囲気の記事に直します。

(宍戸環境共生課長)

続きまして、同じページの26行目、「人間とのあつれき生じている」という表現ですが、これは指摘のとおり「が」が入りますので修正します。

16ページの鳥インフルエンザの喫緊の対応、それに万全を期すというような表現を記載すべきということです。これにつきましては事務局で調整させていただきます。

それから、25ページ目になります。先ほど委員のほうから、3Rの体系的な流れ方にしたほうがいいのではないかということです。これにつきましては、委員の指摘を踏まえ、その中で調整します。

以上です。

(稲森部会長)

そうすれば、今の長澤委員の意見はほとんど満足されることになりますので、よろしいですか。

(長澤委員)

はい。

(稲森部会長)

ほかに意見等がありますか。

(橋口委員)

前回いろいろ修正案を出して、ほぼ意を酌んでいただき修正いただいたので十分納得していますので、その点を報告します。

新たに18ページの1行目の条項ですが、具体的な施策として、「それぞれの河川が持つ」ということで始まっています。これは、河川に海が含まれるかどうかというニュアンスもあるのですが、私は国語辞典で引いてみたら、河川はやはり川と川のいろいろな集合体で、海は含まれないようです。できれば、特に海の境界が作りづらいのですけれども、水の大きなつながりでの自然の環境ということであると、河川は当然海にもつながって、これが目指すところは、結局、自然本来が持っていた、魚がたくさんいたとか、水辺がきれいだったとか、そういったことも含めてということだと思います。

全体をとおして海の自然環境に対するニュアンスの一文が全体的に少ないこともありましたので、入れるとしたらここしかない。提案としては、「それぞれの河川」というのは抽象的ですので、例えば、「福島県内の海・河川が持つ」とする。「持っていた特性」というのは何の特性なのか、これは自然本来の特性のことを言っていると思うので、「あるいは持っていた自然本来の特性の保全や再生」。くどいのですが、次も「海・河川を舞台とした」とする。「地域の活動」というのもどんな活動なのかわかりづらいので、要は、そこを生活の舞台なりにして共生を図りながら、そこで漁師さんなどの生産活動、その場所が持っていた自然本来の特性を、共生しながらそれに寄り添うようにしている、あるいはそれを守ろうとしている人々の活動のことなのかと思いますので、どんな活動なのかをもう少し入れたらいいのではないかと思います。そのようにして、「環境や魚類等の生態系に配慮した」、ここも「海・河川の」、整備というただ整備するだけという気がするので、ここは「保全整備」としたほうがいいと思います。

今言ったことを全部直そうとすると、一文としてはものすごく長くなると思うので、そこをうまく整理して、何とか海も含めた水環境、生活の場、生産活動の場、そこが本来持っていた自然本来の特性が既に崩れているのであれば再生、今後そのようなおそれがある場合は保全していくための活動を県として支援する。そういう海も含めたより具体的な表現になればもっとよくなるのではないかと提案します。

以上です。

(稲森部会長)

僕が思うことですが、海といったときにあまり広すぎるので、例えば、河川流域として

括弧をして沿岸域を含むとか、そのほうがうまく進むはずですが海は大きいです。

(橋口委員)

ニュアンスとして河川だと川だけという感じで、太平洋に面したいわきですとか松川浦とか、海岸独特の視点もあります。

(稲森部会長)

内湾とかそのようなところを含めてという意味ですね。

(橋口委員)

そうです。干潟ですとか。

(稲森部会長)

文章の頭のところで、例えば「河川流域沿岸域を含む」などとして、それが有する自然の保全や再生という形がいいのではないかと思います。

(宍戸環境共生課長)

委員からの意見ありましたので、これは担当部局と相談しながら調整をさせていただきます。

(橋口委員)

それで十分です。

(稲森部会長)

川というのは海とつながっていて、そこで一体となるということです。ほかにありますか。和合委員。

(和合委員)

特にありません。皆さんの意見でよくまとまっていると思います。

(稲森部会長)

福島委員

(福島委員)

4ページのビジョンですが、こういうものは一文で書かなければいけないのですか。例

えば、最初の「人が活動するにあたっては」というのは一体どこまで係っているのかと考えると、恐らく「負荷低減を図る」だと思えます。人が活動するというのはここで切れているのではないですか。その後、「生物多様性が保たれた豊かな自然環境を守ることにより」と、以下の文章がくる。2つのことが1つの文章でつながれているので、「人が活動するにあたっては」が、最後までどこに係るのかがわかりにくいので、「人が活動するにあたっては～負荷低減を図ります」という形で切ってはいけないのかなというのが私の疑問です。

ビジョン2のほうも、「認識が深まり」どうなったかという結論は、恐らく「3Rの推進等の取組みが定着した」のだと思えます。認識が深まったので取組みが定着したのだと思えますけれども、ここで本当は文章が切れているはずなのですが、その後、主語がわからない形で「実現を目指します」という言葉につながっているのでわかりにくいです。ここで文章を切ってはいけないのですか。

最後も、「県民一人ひとりが」というものが途中で挿入されてきて、県民一人ひとりが何をするかということが途中から出てきます。何をするかというと「身に付ける」ということと「積極的に取り組む」、これが県民一人ひとりがやることです。だから、ビジョンとして推進することが、県民一人ひとりがやることが真ん中に入れてサンドイッチになって、文章の前と後ろがつながる形になっているので、これも2つの文章にできないのかなと思うのですが、いかがですか。

(橋口委員)

同感です。私も同じことを感じていました。

(稲森部会長)

今の指摘からすると、ビジョン1のところ、「人間が活動するにあたって～環境負荷の低減を図ります」としたら後ろとつながりません。低減は図る必要があるのです。「それによって生物多様性が保たれた豊かな自然環境が守られ、自然界における物質循環が健全に保たれた社会が実現されることを目指します」とか、同じような口調で、次のところは「低炭素社会に向けた取組みが必要です。それによって〇〇(丸丸)ができる社会が実現されることを目指します」とか、ビジョン3も同じです。事務局、どうですか。

僕も長い文章を書くことがあります。よく言われるのは、言っている意味がわからない、文章を切りなさいと言われます。どうしても一文で書く理由はないでしょう。どうですか。

(宍戸環境共生課長)

私どもといたしましては、この社会を表すのにいろいろな要素があるものですから盛り込んだわけです。委員からわかりにくいという指摘もありましたので、それについて事務局でもっとわかりやすくできるかどうか検討します。

(稲森部会長)

長過ぎるより、主語・述語がはっきり完結している文章がいいです。僕はわかるのですが、やはり切ったほうがいいです。それは検討ください。

瀧本委員、何もなければ結構です。

(瀧本委員)

特にありません。

(稲森部会長)

よろしいですか。

加藤委員。

(加藤委員)

特にありません。

(稲森部会長)

よろしいですか。

大越委員。

(大越委員)

全体的に文章がずるずると、割と長く、それは言いたいことがいっぱいあって、それを全部押し込めようとしてそういうふうに、必要な文言を全部文章の中に入れ込んで書いてあるというのは重々理解できます。しかし、県民にこれを示したときに、一体、全体をそうやって読むだろうかと思ったときに、やはり明確に一つひとつキーワードみたいなものがきちんと出ているというふうにして短い文章にしていく。それでも前よりは随分よくなったのかなと思います。その辺のところをもうちょっと工夫していただいて、より明瞭な形でみんなが理解できるというか、納得ができて、実行に移せるようにすることが必要なのかなと思いました。具体的にどれがどうというわけではないのですが、全体的に見てこのように思いました。

(稲森部会長)

今の指摘で、一文が長過ぎるといえるのは、内容が変わるわけではありませぬので、切って理解できるようにすることができるところはよろしくお願ひしますということによろしいですか。

(大戸環境共生課長)

わかりました。

(稲森部会長)

ほかによろしいですか。

私からもコメントいたします。資料1の4ページの12番、パブリックコメントです。32ページの具体的な施策の9行目の「生ごみ・木くず・し尿処理汚濁・浄化槽汚泥等廃棄物系バイオマスの利活用の施設設置を促進します」です。これは今、日本国内でも非常に重要な位置づけになっています。それを見たときにちょっと気になったのは、これは可能であれば、新たにパブリックコメントでも重要だということで文章を追加されたとすれば、52ページの現況値と目標値に何か目標を入れられたらよろしいかと思えます。可能であればです。やはり、こういった施設の設置がなければリサイクルは進まないわけです。現状はゼロでもいいのです。それを何かの形の目標ということで、可能であればよろしくお願ひします。それは検討ください。あってもなくてもいいですが、せっかくパブリックコメントでそのような意見が出ているので、何か目標があったほうがいいのかと思ひました。

次が15ページの具体的な施策の8行目、「湖沼の富栄養化を防止するため、りん除去型浄化槽の計画的な整備の」とあります。僕は浄化槽の専門家ですが、りん型浄化槽とは言わないから、環境基本計画に準じて、窒素・りん除去型浄化槽で「高度処理浄化槽を普及・促進します」ということと、注意書きに、高度処理浄化槽とは何かということも環境基本計画に書いていますから、そのまま引っ張ってくれば読んでわかりやすくなると思ひます。

もう1点、資料3で、福島県における物質フローの概要があります。その4行目のところに「福島県の物質フローについて、全計画の策定時と同様の手法で各種データの積み上げを基礎として推計を行いました」とあります。せっかくなので、どんな方法だったのか、以前の手法を参考に入れておいてもらったほうが、最初に参画した人はわかっていると思ひますが、僕もどんな方法でやったかわからないので、加筆されるとよろしいと思ひます。

大体そういうことで、委員も満足な形になっているということですが、ほか意見等がありますか。

(長澤委員)

35ページの循環型社会の形成に関する学習及び学習の振興の具体的な施策等に入れるとか入れないとかではないのですが、例えば、36ページの11行までは、環境学習の充実を図るとか指導者を育成するとかという文でずっときています。これだけ入れ込みされて、環境教育学習機能の振興を図るという名目は十分あります。しかし、現実的に、橋口委員も初めそうですが、いろいろな環境教育のボランティアをなさっている人たちは、現実、自分たちがやっていることに非常に懸念があります。

私もそうですが、県も各市町村も、こういうメニューで講座をやっています、受講してくださいということは、広報とかそれぞれの担当をとおして市民・県民に知らせています。しかし、実際に、どれだけ人がそこに来て、足を運んで、どれだけそれを受講して、その受講者たちがどれだけ次に波及していくかが、非常に私は、現実環境学習にかかわっている者としてジレンマに陥ります。

1つの例なのですが、今、南相馬市で環境アドバイザーを私が受けまして、広報に、2名以上、どんな人数でもいいです、どんなところでもいいです、派遣して環境教育をメニューに応じますということを広報で出すのですが、行政の人たちは困っています。つまり、なかなか来ないのです。そういう方を呼んで勉強しますからお願いしますという応募があまりないというのです。それで、困ったあげく、行政が足を運んで各団体とかそういうところに行き、こういうものがあるので何かの集まりにセットしてくださいという苦肉の策でやっています。

せつかくそういうことをやりながら、実際はそれが現実ということなので、非常にこのところの具体的な施策と現実には乖離があるという気がします。環境教育・学習の場づくりをしているけれども、その機会の提供の工夫が欠けているというのがあります。これは事務局への提案ではなく、その辺も認識していただきたいと思うのです。橋口委員、どうですか。

(橋口委員)

一番普段苦勞するところです。例えば、私のほうは、福島県の小学校の授業の中に組み込んでしまう。現実的ではありませんが、それくらいやらないと、あとはいろいろな公民館の年間の活動にあらかじめ織り込まれているとか、そのくらいやらないと実際に難しいです。私もそれはジレンマで、よくわかります。

それをこの場で、このように知っていただくことも、大いに意義のあることなのですが、実際に具体的な施策に盛り込んで、これ以上強くというのは現実的に厳しいです。ですから、現実と乖離があるということを知っていただき、それを踏まえて今後ご考慮いただきたいといったところです。条文に盛り込むのはなかなか難しいですから。

(長澤委員)

施策の中に、私は文を書いたのですが、「さまざまな環境教育・学習の場づくりをし、さらに、各自治体が機会の提供の工夫及び活用することを促進する」。もし、具体的な施策の中に入れるとしたら、現実的に乖離がありすぎるので、そういう文が入れば私はもう少し違うのではないかという気もしますが、そういう悩みがあります。

(稲森部会長)

例えば、環境教育・学習とあるではないですか。やはり、この内容を十分に広報して、

そこでいろいろできるように活性化する努力をするということをどこかに入れておくべきです。そうしないと、いくらつくられても誰も来ませんということになります。そういうことが大事です。

(佐藤生活環境総務課長)

生活環境総務課長の佐藤です。

長澤委員、橋口委員のおっしゃるとおり、行政としてはできる限り場をつくって、可能な限り県民の皆様方に参加いただく形で、本当に汗をかいてやっているという部署もありますし、その工夫はしています。確かに現実的には集まってこないというジレンマを抱えつつ、いろいろな情報の活動支援ネットワークをつくったり、あるいは県のホームページなど、いろいろな形でやっています。教育委員会との連携という話がありますとおり、教育委員会と連携できるところはできるだけ連携しながら進めていくという姿勢を今後とも続けていきたいと思えます。

これはなかなか一朝一夕にはいかないかと思えますが、施策そのもので言うと、これが手段として、今後我々は、委員の意見を踏まえて、どうこれから実現させていくかという形で引き取らせていただければと思えます。

(稲森部会長)

教育委員会との連携ということがありました。今、日本の教育はなっていないし話にならない。教育委員会に言ってもどうせ何もしませんよ。今はそういう教育で、だから日本ががたがたになってきている。したがって、やはり、教育委員会との連携を努力して何とかということはある方がいいと思えます。それは任せます。

(佐藤生活環境総務課長)

教育委員会につきましては、例えば36ページの10行から11行のところに、「学校、関係機関との連携を図り」と出ています。当然、学校という単位が大事になりますが、もともとそれを管理するところが教育委員会ですから、そこをどうするかということもありますが、全部が全部、一遍にやるというわけにはいかないですし、この事業について連携できるところは教育委員会としっかり連携して、一歩ずつでも進めていくというスタンスをとらせていただきます。

(稲森部会長)

そうしないと、これが結果的に絵に描いた餅になってしまいます。どうせ何も動かない。現実に何も動かなかつたら意味がありません。やはりアクションできるような行動が必要ですから、よろしくをお願いします。

ほかに意見はありますか。

それでは、皆様のご尽力で、無事審議を終了できましたことお礼申し上げます。

最後にコメントとしまして、私は昨年も福島県の環境基本計画に関連するようなことに携わらせていただきました。今年もまた引き続き、本日審議させていただきました循環型社会形成推進計画の策定に携わったわけですが、これは両方重複しても僕はおかしくはないと思います。環境基本計画が上位にありますし、下のところの循環型社会形成推進計画というものと大幅に変わってしまったらまずいだろうし、循環型社会形成推進というのは、水もあるし、大気もあるし、全部含まれていますから、どこかを抜き出してということは難しいような気がしますけれども、内容的に重複したところも当然ありますので、このところをもっといい形で全体のところを取りまとめられるのであれば、それもいいですし、やはり、上位の環境基本計画があって、下のところでどこかを抜き出して、関係が不明瞭ということであれば、そのままの中でよりよい形をつくればと思います。

生活環境部でもいろいろ計画があろうかと思いますが、環境基本計画と、その下にあるいろいろな計画が書いているのを見ましても、整合したいい形の、また、県民の方々が理解されやすいほうの努力をしていただければと思います。

それでは、本日は活発な議論をいただき、皆様のおかげで審議が終了できましたこと、最後ここにお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

以上で議事を終了した。

(4) 閉会 (司会) 高橋生活環境総務課主任主査